

社会保障改革委員会（2005年度・桜井正光委員長）提言

「社会保障制度を真に持続可能とするための抜本的・一体的改革」
— 経済社会の質的・量的変容に対応した新たな理念に基づいて —

社会保障改革委員会（2005年度・桜井正光委員長）は5月10日、提言「社会保障制度を真に持続可能とするための抜本的・一体的改革—経済社会の質的・量的変容に対応した新たな理念に基づいて—」を発表した。

現在の社会保障制度の基本的枠組みは高度成長期に築かれたが、当時と現在とでは、経済社会が著しく変化している。すでに財政は極めて厳しい状況にあるが、高齢化が一層進むことで、社会保障給付とそのための負担規模が大きく膨らみ、世代間の受益と負担の格差も拡大する。

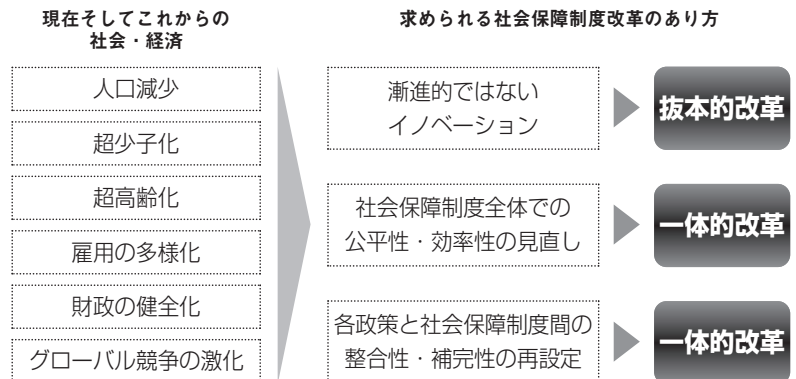
今後、労働力減少が加速する中でも、現役世代及び企業の過重な負担増は避けなければならない。経済活力の維持が困難な状況に陥れば、社会保障制度の破綻を招くばかりか、国の競争力の低下にも繋がりがかねない。

先の国会で医療制度改革関連法案が成立し、年金、介護、医療と一連の制度改革が行われることになった。しかし、これまでの改革は環境の変化に適応した抜本的なものとは言い難い。

本提言では、社会保障制度改革の全体を貫く理念を明確にし、これから迎える本格的な人口減少社会、超高齢社会において、真に持続可能な社会保障制度を実現するための抜本的・一体的改革のあり方を示す。

提言の概略

I. なぜ抜本的改革、一体的改革が必要なのか



II. 我々が目指す社会保障制度

1 持続可能な社会保障制度へ

(1) 制度を支える持続可能な理念

個人による自由な幸福追求の確保、社会から排除せず最低限の生活を守ること、社会的な自立の支援が、基本理念であり、その実現こそがナショナル・ミニマムの保障である。

(2) 制度を持続可能に保つための要件

収支の均衡、現役世代の支持、環境変化への給付と負担の自動調整等により、持続可能性を維持・向上。

2 自助の精神に基づいた社会保障制度へ

自助の精神に基づき、社会保障を個人の努力の限界を補うものと位置づけ、制度設計と運用を徹底。

3 新たな「国民皆年金制度・国民皆医療制度」へ

確実に「皆」で支え、「皆」で給付を受けるナショナル・ミニマムに限定した公的な年金・医療の基盤を構築。

ナショナル・ミニマムの肥大化を防ぐ制度の設計と運用を（高齢社会のピークへ向けた一定の給付範囲と水準の抑制、社会保障給付費と経済・財政との整合を図る定量的管理、不断の給付適正化努力等）。

税方式と社会保険方式の各々を合理的かつ適切に活用。「国民皆年金制度」では、65歳以上の全高齢者に税による年金を給付。「国民皆医療制度」では、75歳以上は税による、74歳以下は社会保険による医療を給付。

4 人的資本への投資となる社会保障制度へ

社会保障と雇用政策との密な連携により、個人の潜在的な可能性を引き出し、自立努力を促す機能も強化。

Ⅲ. 抜本的改革を可能にする6つの制度転換

1 「手厚い保障」から「身の丈」の保障へ：総額の目安を設定し諸施策の展開を

「身の丈」が安心の前提、持続可能な水準への負担抑制が必要。

医療給付費をマクロ指標に基づいて管理し、医療費適正化のための諸施策を重層的に展開。

2 「世代間共助」から「各世代自立」へ：世代会計を示して世代間格差の是正を

受益と負担の世代間格差の是正に向け、できる限り高齢世代内にも財源を求める。

負担先送り防止の指標として世代会計を導入。長期的な政策についての国民への選択肢提示にも活用。

3 権利と義務の主体を「世帯」から「個人」へ：個人番号と個人会計の導入を

雇用の多様化や家族形態等の変化に応じ、個人単位へ移行。

個人番号と個人会計を設け、個人のライフサイクルを通じた給付と負担の可視化や正確な所得捕捉を実現。

4 「わかりにくい制度」から「わかりやすい制度」へ：年金・医療ともに一元化を

目的・機能が明確で、できる限りシンプルな構造の制度へ。

職業ごとに分立する公的年金・公的医療保険制度の一元化を。

5 「中央」から「地域」へ：地域主権のもと地域のニーズに即したサービスを

「地域主権」を確立し、地方公共団体が、自らの責任、選択で、地域に合った社会保障サービスを効率的に実施できる裁量の範囲を拡大。

6 「官（国家）」から「民（市場）」へ：官民の競争促進と更なる活性化を

官製市場の開放と官民の競争を促進。官の関与を見直し⇒官の効率化推進⇒政府部門の再構築へ。

社会保険制度の運営主体は、十分な情報開示を行い、第三者機関による中立的評価を実施。

Ⅳ. 一体的改革の3つの視点

1 ナショナル・ミニマムを通じた各社会保障制度の一体的視点

政府の役割は、市場では困難な公平性を達成するためのナショナル・ミニマムの保障を行う所得再分配（基礎年金や高齢者医療等）や、市場では十分に機能しないために強制的な加入が必要となるリスクへの備え（若年者の医療保険等）に限る。

2 歳出・歳入一体改革と社会保障との一体的視点

「財政健全化法」を制定し、政権交代や景気動向等に左右されない着実な財政再建を推進。

社会保障も聖域とせず効率化・合理化努力を徹底したうえで、新たな社会保障制度を国民へ提示。

3 新事業創造、産業発展と社会保障との一体的視点

医療、医薬品、対加齢技術、高齢者向け住宅・金融サービス等のニーズに応えながら、生産の拡大、効率の向上を図り、産業全体を刺激。政府は、企業の研究開発インセンティブを阻害する規制等を緩和・撤廃。

Ⅴ. おわりに

国民の日常生活や生活設計に深く関わる社会保障は、国家が個人の生活へ必要以上に介入する端緒をも孕んでいる。国民の直接的な意思を反映することなく、制度が決められるべきではなく、改革のプロセスに、ひとりでも多くの国民が参加することが望ましい。各種審議会等への市民団体代表者等のより積極的な関与、タウンミーティングの一層の活用等が必要であろう。

そして、その前提としては、国民ひとり一人の意識改革も求められる。国民各層が健全な危機感を共有し、将来世代へ安心と希望を与える新しい社会保障制度を創造するイノベーションが実現されることを願ってやまない。